

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p>	<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p>
<p>昭和42年12月21日 条例第26号</p>	<p>昭和42年12月21日 条例第26号</p>
<p>(通勤)</p>	<p>(通勤)</p>
<p>第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</p>	<p>第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</p>
<p>(1) 住居と勤務場所との間の往復</p>	
<p>(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)</p>	
<p>(3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)</p>	
<p>2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p>	<p>2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p>
<p>(傷病補償年金)</p>	<p>(傷病補償年金)</p>
<p>第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき</p>	<p>第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める障害の等級に応じ、1年につき</p>

新	旧
<p>補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2に定める第7級以上の障害等級に応ずる障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき、別表第2に定める第1級から第7級までの等級__に該当する障害が存する場合には障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級__に該当する障害が存する場合には障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2に定める第7級以上の等級__に応ずる障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。</p> <p>2・3 省略</p>

新

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第 2 条の 3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
省略	

2・3 省略

(障害補償年金前払一時金)

第 2 条の 4 省略

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第 1 項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3・4 省略

別表第 1 (第 8 条の 2 関係)

種別	傷病等級	倍数
省略		

備考 この表に定める傷病等級に該当する障害は、法第 28 条の 2 第 1 項第 2 号に規定するところによる。

別表第 2 (第 9 条、第 12 条関係)

種別	障害等級	倍数
省略		

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第 29 条第 2 項に規定するところによる。

旧

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第 2 条の 3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
省略	

2・3 省略

(障害補償年金前払一時金)

第 2 条の 4 省略

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第 1 項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3・4 省略

別表第 1 (第 8 条の 2 関係)

種別	等級	倍数
省略		

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則 (昭和 42 年自治省令第 27 号) の別表第 2 の例による。

別表第 2 (第 9 条、第 12 条関係)

種別	等級	倍数
省略		

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、法の別表の例による。

